

収入印紙 貼付	契約書												
契約名	RPA ソフトウェア (WinActor フル機能版) ライセンス調達業務												
納入場所	高松市 総務局 デジタル推進部 デジタル戦略課												
納入期限	令和8年2月18日まで												
ライセンス使用期間	令和8年2月19日から令和9年2月18日まで(1年間)												
使用料	<p style="text-align: center;">億 万 円</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)</p>												
支払の条件	完了払 (適法な請求書を受理した日から30日以内に支払う。)												
契約保証金	要 ※高松市契約規則第24条各号のいずれか該当する場合はこの限りでない。												
その他の事項													
この調達について、高松市(以下「発注者」という。)と○○○○○○○○○○○○(以下「受注者」という。)とは、地方自治法、地方自治法施行令及び高松市契約規則並びに次の条項によって契約を締結した。													
この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。													
令和 年 月 日													
発注者 高松市 高松市長 大西秀人 印													
受注者 所在地 ○○県○○市○○町○○○ (法人については、所在地) 商号又は名称 ○○○○○○○○○○ 代表者氏名 ○○ ○ ○ ○ ○ 印													

備考 契約約款、仕様書等を添付し、ページ間の割印(袋とじ)をする。

(総則)

第1条 受注者は、別添「RPA ソフトウェア（WinActor フル機能版）ライセンス調達仕様書」（以下「仕様書」という。）に従い、RPA ソフトウェア（WinActor フル機能版）ライセンス（以下「ライセンス」という。）を納入し、発注者はこれを使用する。

2 ライセンスの内容及び数量の詳細は、仕様書のとおりとする。

3 仕様書に明記されていない事項は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、軽微なものについては発注者の指示に従うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(契約の変更等)

第3条 発注者は、必要がある場合には、契約内容を変更することができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

(費用の負担)

第4条 この契約の締結に関し必要な費用は、受注者の負担とする。

(特許権等の仕様)

第5条 受注者は、この契約の履行に当たって、特許権その他第三者の権利の対象となるいるものを使用する場合には、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(納入期限の延長)

第6条 受注者は、その責めに帰すことができない理由により納入期限内にライセンスを納入することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅延なくその理由を付して期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定める。

(検収及び引渡し)

第7条 受注者は、ライセンスを納入したときは、遅延なく発注者に対して完納届（発注者においてその必要がないと認めた場合にあっては、納品書とする。）を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の完納届又は納品書の提出を受けたときは、その日から 10 日以内に発注者又は発注者が検収を行う者として定めた職員により、検収を行わなければならない。

3 前項の検収に合格しないときは、遅延なく取替えその他必要な措置を講じ、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、同項の規定を準用する。

4 受注者は、検査に合格したときは、当該ライセンスを発注者に引き渡さなければならない。

(契約金額の請求及び支払い)

第8条 受注者は、前条第4項の規定により引渡しをしたときは、契約金額の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定により受注者から適法な請求を受けたときは、その日から 30 日以内に受注者に対して契約金額を支払わなければならない。

(履行遅延の場合における遅延損害金)

第9条 受注者の責めに帰すべき理由により納入期限内にライセンスを完納することができない場合で、期限後に完納する見込みがあるときは、発注者は、受注者から遅延損害金を徴収して納入期限を延長することができる。

2 前項の遅延損害金の額は、契約代金に対して延長日数に応じ契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の割合で計算した額とする。

(損害の負担)

第10条 第7条第4項の規定によるライセンスの引渡し前に生じた損害（第三者に及ぼした損害及び天災その他不可抗力による損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰する理由による場合には、この限りでない。

(契約不適合責任)

第11条 発注者は、納入された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、その修補、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。（以下「追完請求」という。）

2 発注者は、前項に規定する追完請求に代え、又は追完請求とともに、損害の賠償を請求することができる。

3 前項の規定による契約不適合の損害賠償の請求は、納入を受けた日から起算して1年内に、これを行わなければならない。

(契約不履行の場合の措置)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、ライセンス使用期間の始期にライセンスの使用ができないことで発生する一切の損害金について、発注者は受注者に対し請求することができる。

2 発注者の責めに帰すべき理由により第8条の規定による契約金額の支払が遅れた場合には、受注者は発注者に対して遅延日数に応じ契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(不当要求行為を受けた場合の措置)

第13条 受注者は、この契約の履行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

(3) この契約について下請業者又は再委託業者がある場合においては、当該業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう当該業者を指導し、その報告を受けたときは、市に報告するとともに、所轄

の警察署に届け出ること。

- 2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 暴力団等 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第15条第6号において同じ。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号及び第15条第6号において同じ。）又は暴力団以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下第15条第6号において同じ。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。
- (2) 不当要求行為 不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。

(契約の解除)

第14条 発注者又は受注者が、相手方が正当な理由なしにこの契約に定める義務を履行しない場合は、文書による通知によって、この契約を解除することができる。

(発注者の契約解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 納期限内（履行期間内）に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (4) 前3号のいずれかに該当する場合のほか、受注者が契約事項に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。
- (5) 第18条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- ア 代表一般役員等（代表役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下このアにおいて同じ。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時業務等の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者（代表役員等を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団関係者であると認められるとき。
- イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
- ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。
- エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有してい

ると認められるとき。

オ 契約等に当たり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

カ アからエまでのいずれかに該当する者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（オに該当する場合を除く。）に、発注者が当該再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

2 発注者は、前項各号に該当しない場合であっても、やむを得ない理由があると認めることは、契約を解除することができる。

3 前項の規定により契約を解除した場合で受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（談合その他不正行為による契約解除）

第16条 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（1） 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

（2） 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したもの）をいい、受注者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（3） 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（4） 受注者（法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

（5） 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者は、この契約の目的の一部を達していると認めるときは、その額を減ずることができる。

- (1) 第15条第1項又は第16条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否した場合又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の契約解除権等)

第18条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

- (1) 第3条の規定による契約の変更等により契約金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 発注者が契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となつたとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(秘密保持)

第19条 受注者は、発注者が承認した場合を除き、本件業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も、同様とする。

2 受注者は、本件業務に従事する受注者の従業員その他の者に前項に規定する義務を遵守させるため、必要な処置を講じなければならない。

(目的外使用の禁止)

第20条 受注者は、この契約の履行に必要な本件業務の内容を他の用途に使用してはならない。

(個人情報の保護)

第21条 受注者は、本件業務を処理するため個人情報を扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティポリシーの遵守)

第22条 受注者は、この契約を履行するに当たっては「高松市情報セキュリティポリシー」

を遵守しなければならない。

(事故等の報告)

第23条 受注者は、事故等の発生により契約の履行に障害を生じ、又は生じる恐れのあると認められるときは、直ちに理由を付して発注者に報告しなければならない。

(賠償金の支払)

第24条 受注者は、第16条第1号から第4号までのいずれかに該当するに至ったときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、契約が完了した後においても適用があるものとする。
- 3 前2項の規定は、発注者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の徴収)

第25条 受注者がこの契約に基づく違約金又は賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日数に応じ契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の割合で計算した額と発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の規定により追徴する場合には、発注者は、受注者から遅延日数に応じ契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(合意管轄)

第26条 この契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、発注者の本府所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

(定めのない事項等の処理)

第27条 本契約に関して疑義が生じたときは、発注者及び受注者は、信義誠実の原則に従い協議する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この契約による業務を処理するに当たって取り扱うこととなる個人情報(以下「個人情報」という。)については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)及び高松市(以下「発注者」という。)の定める高松市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年高松市条例第37号)その他関係法令並びに高松市情報セキュリティポリシー及び本個人情報取扱特記事項(以下「本特記事項」という。)を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出等)

第3条 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により発注者に届け出なければならない。

- 2 受注者は、作業責任者又は作業従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に届け出なければならない。
- 3 作業責任者は、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 4 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定等)

第4条 受注者は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定め、この契約による業務の着手前に書面により発注者に届け出なければならない。

- 2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により発注者に届け出なければならない。
- 3 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名及び氏名が分かるようにしなければならない。

(教育及び研修の実施)

第5条 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項における作業責任者及び作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者に対して実施しなければならない。

- 2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 受注者は、この契約による業務を処理する上で、直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は契約解除された後も同様とする。

2 前項について、受注者は、在職中及び退職後においても同様であることを作業責任者及び作業従事者に周知しなければならない。

(個人情報の受領)

第7条 受注者は、発注者から個人情報を受領する場合は、発注者が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、発注者に個人情報の預り証を提出しなければならない。

(再委託)

第8条 受注者は、個人情報を自ら取り扱うものとし、個人情報を取り扱う業務の全部又は一部を第三者（委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、次項の発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、やむを得ない理由により、この契約による業務の一部を再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに個人情報の取扱い状況についての再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、再委託をする前に、書面により再委託する旨を発注者に申請しなければならない。

3 前項の承認を得た場合においては、受注者は発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、第2項の承認を得て再委託する場合は、再委託先との契約において、個人情報の取扱い状況についての再委託先に対する管理及び監督の方法について具体的に定め、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者の求めに応じて、当該管理及び監督の状況を発注者に対して報告しなければならない。

5 前項に規定する場合における個人情報の取扱いについては、本特記事項の規定を準用する。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受注者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該正社員以外の労働者にこの契約及び本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受注者は、個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理が可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

(2) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

(3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、機密性、完全性及び可用性の維持に責任を負うこと。

(4) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

(5) 個人情報を電磁的記録として保管する場合は、当該個人情報が記録された媒体及びそ

のバックアップの保管状況並びに記録された情報の正確性について、定期的に点検すること。

- (6) 個人情報を電磁的記録として持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (7) 発注者の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報が記録された資料を複写し、又は複製しないこと。
- (8) 作業場所の変更等に伴い、個人情報を移送する場合は、移送時の体制を明確にすること。
- (9) 作業場所に、私用電子計算組織、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を取り扱う作業を行わせないこと。
- (10) 個人情報を取り扱う電子計算組織に、個人情報の漏えい等の事故の発生につながるおそれがあるアプリケーションをインストールしないこと。

(収集の制限)

第11条 受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により収集しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により個人情報を収集する場合は、本人から直接収集するものとする。ただし、本人の同意を得た場合又は発注者の承諾がある場合は、この限りでない。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第12条 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報をこの契約による業務の処理以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第13条 受注者は、この契約が終了し、又は契約が解除された場合は、発注者の指定した方法により、個人情報を返還し、消去又は廃棄しなければならない。

2 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

3 受注者は、第1項の規定により個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受注者は、発注者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時における報告の手順を定めなければならない。

(監査及び実地検査)

第15条 発注者は、個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかの検証及び確認をするため、受注者及び再委託先に対して、監査又は実地検査（以下「監査等」という。）を行うことができる。

- 2 受注者は、発注者が前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関する指示を行った場合は、これに応じなければならない。
- 3 発注者は、監査等の結果、個人情報の不適切な取扱いがあった場合は、受注者に対して改善を要請できるものとする。

(事故発生時等の対応)

第16条 受注者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に問わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関する個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況その他必要な事項を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

- 2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するため緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 発注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該個人情報の漏えい等の事故に関する情報を公表することがある。この場合において、受注者は、発注者が受注者から報告を受けた内容を公表することに同意するものとする。

(契約解除)

第17条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受注者の故意又は過失によるものか否かを問わず、受注者が本特記事項の内容に違反し、又は本特記事項に定める義務の履行を怠ったことにより、発注者又は第三者に損害を与えたときは、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。